

近世佐倉牧周辺村々における林産資源の管理と利用

高木謙一

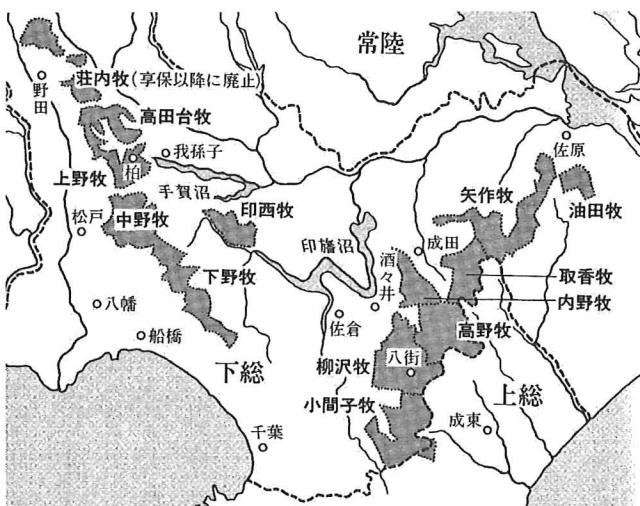
はじめに

- 一 寛政期の植林政策とその評価
- 二 印旛郡用草村の植林状況について
- 三 印旛郡上砂村の植林状況について
おわりに

はじめに

近世期、下総・上総両国に置かれた幕府直轄の牧場【図1参照】は、草地である秣場の確保をめぐる争論や野内の新田・新林開発により、周辺村で生活する人々に大きな影響を及ぼした⁽¹⁾。幕府による牧場の開発については、大きく二段階に分けることができる。

一期目は、享保期の代官小宮山奎之進昌世による林畠開発であり、後に当該地域が江戸・東京への薪炭供給地となつていく契機として位置付けられる。寛文・延宝期には、牧内で大規模な検地が実施され、牧と新田村落



【図1】小金牧・佐倉牧位置図
(久留島浩編『シリーズ近世の身分的周縁5 支配をささえる人々』より引用)

の分離が進み、牧周辺に多くの幕領の原地新田が成立したことが検証された^②。そして代官小宮山の方策により、享保期に実施された新田検地の多くは、無民家で本村に属する小規模な持添新田であり、下総台地の多くの村に数石から數一〇石の幕府領を散在させることとなつた。これらの「牧付新田」は可耕地ではない林畠が主であり、劣悪な土地生産性は地主經營を不安定にし、地主・小作の頻繁な土地移動は土地保有関係を複雑化させたのである^③。

一方、二期目となる寛政期には、岩本石見守正倫の下で幕府による御林の薪炭林化に着手し、その売買によつて直接収入を得て、新規植林を推進していたことが白井豊氏の研究で指摘されている。^④ いわば、寛政期は耕作地よりも植林政策に重点が置かれていたとの評価である。その後、牧周縁部には実生木からなる雑木林が主に成長していき、文政年間にはこれらが間伐されて積極的に取引きされていく。

また、炭焼き方法に精通した印旛郡富塚村（現千葉県白井市）の名主である川上右仲^⑤を牧士として任用し、牧で問題となつていた野火延焼への備えとして、管理の行き届かない所には一定の耐火性のある柵を植え、村の近くには管理しやすく火に弱い松・杉・檜を植林した。植林政策により、当該地域の土地利用を変容させた事例の一つである。

関東および周辺の御林に関する研究は、伊豆国天城炭や相模国丹沢炭などが分析対象となつているが、平野部に散在する平地御林の事例分析は多くない。しかし近年では、白井氏だけではなく、小金高田台・上野牧周辺村の雑木林の存在意義について考察した佐々木克哉氏の研究があり、地味によつて異なる植生・異なる役割を持つ樹木が採択された事例をあげ、それは村側から提案させていたことが指摘されている^⑥。

両氏の研究により、寛政期の植林政策は、土地に相応した植林やその地域性により、幕府の企図した植林政策とは変容した状態で柔軟に推進されていたことが考えられるのである。

以上のような先行研究に鑑み、本稿では、佐倉牧の内小間子牧周辺村を分析対象として、当該地域における植林政策とその林産資源の活用について考察していくことを目的とする。

一 寛政期の植林政策とその評価

寛政五年（一七九三）以降の岩本石見守による植林政策については、白井豊氏の研究に詳しい^⑨。同氏は酒々井町（現千葉県酒々井町）の牧士であつた嶋田長右衛門家に伝わる天明五年（一七八五）から明治八年（一八七五）までの「御用日記」や「御用留」^⑩を分析対象とし、当該時期を抜粋して検討した。

同史料は牧士の役割・業務内容だけでなく、牧周辺の村々との関係性を知る上では、欠くことのできないものであり、本稿も同史料に依拠して考察した部分は多い。

白井氏は、嶋田家の御用日記の分析を通して、岩本石見守の植林政策を以下のようにまとめている^⑪。①寛政五年以前までは特に世話をすることはなく、御林 자체存在しなかつた。②小金・佐倉両牧に生息する野馬の寒暑凌ぎとして苗木を植え付けるため、牧士たちに候補地を見立てさせ、諸費用を入札させた。③寛政六年二月には松・杉・柵の類凡一五万本余の植え付けを開始し、実生木が成木した場所は「御林取立場」に指定された^⑫。岩本は、牧内の野馬が寒暑を凌ぐための木々を、良質なものだけ残して間伐し、それを薪炭として売却し収入源とする方策を進めた。白井氏はこれを

「牧と林業の共生」と評価している。⁽¹³⁾

そもそも植林する契機について確認しておくべきだが、岩本は天明七年八月に小納戸頭取野馬掛となり、小金・佐倉両牧を担当することになった。⁽¹⁴⁾寛政五年には、佐倉四牧之内、一牧一万本ずつ来春には松苗を植付けるべく、目論見書付を江戸役所へ提出するように命じ、一〇月には「松苗植付直段書付」を作成させた。同文書には「原地風吹払場所」のため「成木仕間敷哉」と懸念もされており、佐倉付近では雜木の苗木を仕立てる場所がなかつたと記されている。

翌六年正月、江戸麹町辺で出火し、御浜御殿が焼失する事件が起り、そのせいに岩本の屋敷が類焼した。⁽¹⁶⁾これ受けて石見守家來御用掛り元メ菊田弾兵衛は「佐倉より材木セ話致吳候様」と牧士嶋田長右衛門に依頼し、勢子廻久右衛門は「何連近々私所持之山伐払候而も御間ニ合申候」と対応している。この火事は、植林に直接関連したとは言い難いものの、佐倉付近で木材を供給する手段を模索しており、何らか促進させるような事件となつたことが推測される。

同年二月、「小間子牧中程字たら坊池際 定水場」に一万本を始め、「取香牧中程字鶴ヶ池際 定水場」に一万五千本、「矢作牧之内字駒ヶ頭池ノ際 定水場」一万五千本の松苗が野馬の水呑場に植林された。⁽¹⁷⁾これらの「定水場」については、前年の三～四月に取調べが行われていた。⁽¹⁸⁾また、油田牧は手狭であることを理由に見送られたようである。

さて、岩本が懸念した通り、立ち枯れや野火による焼失、野馬喰いなどの被害が見受けられ、その際には請負人による植足しが行われていた。松苗植付の経過として、文化元年（一八〇四）に調査が実施されているが、小間子牧内に植え付けられた一万本の木々の内、野火で焼失したのが三割程度

あつたことが報告されており、他二牧も同様にうまく成木しなかつたようである。こうした経緯により、文化四年には牧内の下枝や落ち葉の採取をして野火を防ぐために、「野火止め」として林守が周辺村から任命されることとなつた。⁽²²⁾

また文化二年二月には、小間子牧内の「勢田入土手外」や「字けいこや」などの水呑場ではなく土手に、檜・柵のような雜木が植え付けることが計画された。これは、燃えやすい松や檜が牧内の野火延焼を深刻化させており、一方、柵のような雜木林は一度植林すると再び芽吹きやすいという特徴から採用されたものと考えられている。⁽²³⁾

この松から柵へと植林する樹種の転換について、少し補足したうえで確認しておきたい。文化二年正月、まず牧周辺村々の柵苗の所持者を取調べ、柵苗書付を江戸表に差し出させた。⁽²⁴⁾これにより、上総国武射郡埴谷・横田村（ともに現千葉県山武市）、印旛郡勢田村・下砂村（ともに現千葉県八街市）、岩富村牧士の松垣十右衛門が所持していることが確認された。この調査では、「柵苗木得と相糺、尤ひかん前植付時節ニ付、差急キ書付長右衛門方より直ニ江戸御役所江差出候様年始罷出候砌、並木五郎右衛門江被仰付候旨ニ付」とある宿継の書簡⁽²⁵⁾がみられ、彼岸前には植付を済ませておきたいという急務であつたことがわかる。そして翌月、次のような申達が出来られる。

【史料】⁽²⁶⁾

以宿継申達候、然者柵苗木城主方牧士一同被書上候処、無數候間、小間子、柳沢、高野牧之内式ヶ所斗江持送り、都合宜牧江植付被 仰付候間、右植付場所墨引絵図面并苗木持送り植付人足賃錢等不残御入用積書、城主方牧士一同申談御入用嵩不申様取調早々可被差越候、且又

城主方茂同様之儀ニ付差ヌキ御用便不宜候間、我等方江一同申越候間、別紙壱封差遣候間可被相達候、右可申達如此候、以上

丑二月六日

綿貫夏右衛門

嶋田長右衛門殿

外牧士中

追啓、本文植付之義、小間子牧江壱ヶ所、柳沢・高野牧之内壱ヶ所最寄ニ有之候苗木相廻植付候積、城主方江申談御入用積書可被差出候、尤植付場所野馬追方差支不相成、野火除ヶニ相成候場所、各評義之上取極可被申聞候、以上

この申達を受けて牧士たちは、柵苗の所持者・植付人足賃錢などをまとめた調査書ともに墨引絵図を野馬方役所に提出し、さらに木々の積場道法と附送賃錢などを計算した見積書を作成することになった。当初は小間子牧一万本、取香牧に一万本、矢作牧に一万本、油田牧は松苗植付と同じ理由で見送りを予定していたが、そもそも佐倉牧付近では柵の植林があまりされていなかつたため、柵苗本数が不足し小金牧付近の村々から都合するほかなく、すでに柵苗の植林あるいは活用が進んでいる酒々井町から附送しなければならなかつた。⁽²⁹⁾

こうして、見積書とは若干本数は減少しつつも、文化三年三月に小間子牧けいこや・勢田入土手一か所に二〇〇〇本ずつ植付を行い、届書が小金の綿貫夏右衛門へ提出された。⁽³⁰⁾ なお、他二牧についての記述はないため、うになつた箇所は、小間子牧内のみであったことがわかる。

さて文化二年の柵苗植付で着目すべき点は、その植付場所を検討する際に、時期を懸念した急務であったことも考慮すべきであるが、すでに植付

けていた場所、すなわち百姓が経験済みである土地を採用していることである。松苗植付の際には定水場の取調を行つてゐるが、植付場所の特定はしておらず、柵苗の植林は牧周辺村の土地利用に隨従した方策であつたことが指摘できる。

統いて、御林の林産資源はどのように活用されていったのかをみていく。

文政四年（一八二二）に綿貫夏右衛門が、寒暑凌ぎに差し障りのない実生木の伐透を行うことを野馬方役所に伺い、馴労者である牧士大谷勇右衛門に取扱いを任せることになった。⁽³¹⁾ これにより、牧周縁部の実生木の間伐及び売買取引が進められるようになる。

小間子牧の御林は、文化三年に「小間子牧内けいこ屋柵御林」が残らず焼失し、同八年には同牧内字勢田入前でも野火が発生し、御林が焼失してしまうが、「大キ成木ハ格別之痛ニも相成申間敷と奉存候」とあるため被害はある程度止められたと推測される。⁽³²⁾ また、文政四年には代官支配地の「松並木有之候処」が風雨で折れてしまつたという報告がある。⁽³³⁾

その後、文政六年の「御林書上げ」には、小間子牧内に文化二年で植付けられた「字勢田入土手外柵御林」一五三二本と寛政六年の「字多良坊松御林」七一四六本の存続が確認できるが、けいこ屋柵御林は書かれておらず、植足しが行われていなかつたことがわかる。

それとは別に、新たに「字松入土手内実生木御伐透シ御払」二三三二七本の記述があるが、いつ植林されたものかはわからないものの、「小間子牧松之郷村見廻場」の実生木で、六月に山辺郡滝沢村（現千葉県東金市）の百姓により落札したことがみられる。

小間子牧での御林伐透については、油田・矢作・取香牧より遅れて天保

三年（一八三三）に確認できる。

【史料二³⁷】

覚

小間子牧

字勢田入土手外御伐透

一、柵五百七拾本

内三本

武拾四本

武尺廻、長式間

四拾七本

壹尺五寸廻、長式間

六本

壹尺五寸廻、長式間

四本

長毫間半

百本

長毫間半

百四拾四本

八寸廻、長毫間

武百四拾貳本

八寸廻、長毫間

メ

字たら坊
同牧

字たら坊

一、松貳千三百三拾七本

内松四百八本

武尺廻より三尺廻長式間より四間迄

同五百拾九本

壹尺五寸廻より武尺廻迄式間より三間迄

同十四百四本

壹尺廻より壹尺五寸廻迄長毫間より三間迄

雜木三本

武尺廻、長三間

同拾貳本

壹尺五寸廻長式間

近世佐倉牧周辺村々における林産資源の管理と利用

右之木数御払三相成候間、入札触、小間子牧附江七月十五日迄申渡ニ而触出し候

間伐された「勢田入柵御林」は印旛郡吉倉村（現千葉県八街市）の百姓に、「字たら坊松御林」は山辺郡滝沢村の百姓に落札された。³⁸また同九年には、

取香・小間子・柳沢牧の御林および実生木の伐透見分が行われ、払下通知書が作成された【表1³⁹】。それによれば、対象となつた木々は御林だけでなく「田縁」の実生木が多いことがわかる。これらの木々は、全て極印され入札にかけることが村々に順達された。取香牧の御払木は、印旛郡酒々井町の百姓が落札し、小間子牧は山辺郡丹尾村（現千葉県東金市）の百姓が落札している。⁴⁰

白井氏は同様な取引の考察から、「間伐材を扱う商人が多数いた点」に

着目している。落札した間伐材の活用は、「百姓」が生活資源として活用している分と、「在郷商人」として御用炭を生産・出荷して商業活動を行う分があることが考えられ、その分析をしなければならない。その検討は不十分であるため今後の課題とするが、落札者である造酒右衛門は、「佐倉炭」の生産拠点の一つであつた酒々井町で、佐倉炭の仲買人を務めていたことが確認できる。

このように、寛政期以降の植林政策は、野火などにより被害を受ける

ことも多かつたが、野馬に差障りがない場所を条件に、田地など耕作地の縁辺部で成長した実生木が伐り出され、文政期以降に一定の金銭的価値を持つた間伐材として積極的に取引されていたのである。

二 印旛郡用草村の植林状況について

印旛郡用草村（現千葉県八街市）は柳沢牧に隣接していたが、小間子牧にも近く、付近の印旛郡村とともに同牧の野付村に指定されている【図2参考】。

御林は一か所で、隣接する岡田村との境付近に確認できる。⁽⁴²⁾

当村は、天正一九年（一五九二）には検地が行われ、近世期を通じて佐倉藩領であり、村高は三五七石余（元禄郷帳）で近隣の村々の中でも比較的高い。しかしながら、あまり新田開発などがされなかつたようで、幕末まで村高に変化はほぼみられない。

享保一六年（一七三二）には新田検地が実施され、林畠二町二反八畝二歩を開きし、それらは以後幕領代官支配となつた。それ以前の享保七年の段階では、柳沢牧内四か所に二町六反七畝二九歩が植林されている。

【史料三】⁽⁴³⁾

覚

かきべだい
一道陸神

五畝四歩

真福寺印

同所

三畝拾歩

同寺印

同所

四反三畝拾五歩

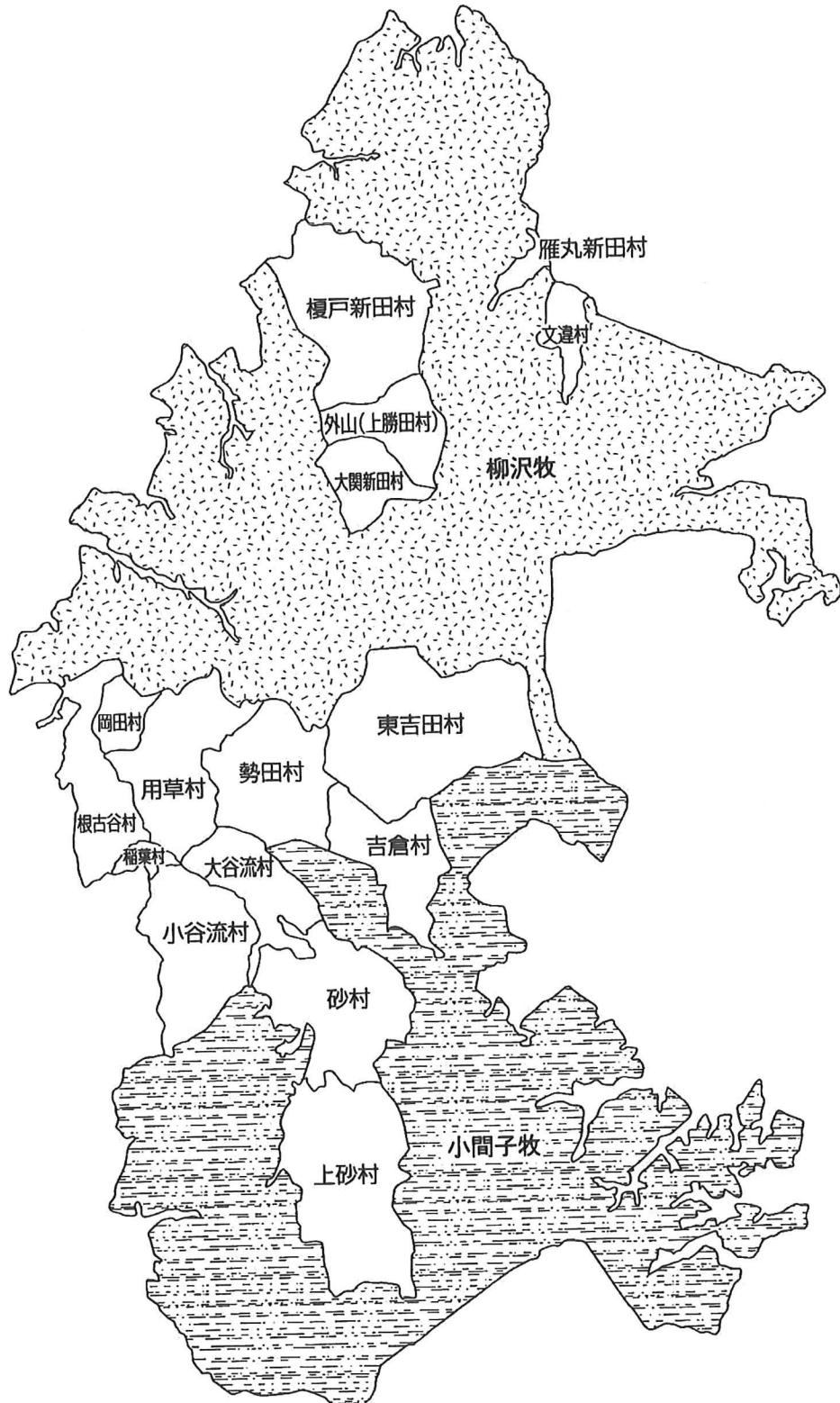
久左衛門印

| | | |
|-----------|--------------|-------|
| 同所 | 六反六畝武拾五歩 | 孫右衛門印 |
| 同所 | 六反三畝歩 | 武兵衛印 |
| 一 同断 | 林合武町六反七畝武拾九歩 | |
| 一 同断 | 享保七寅年 | |
| 十一月 | | |
| 小宮山空進様 | | |
| 御役所 | | |
| 名主 久左衛門印 | | |
| （以下四名、略） | | |
| 下総国印旛郡用草村 | | |

右者下総国印旛郡柳沢牧野附用草村御用地牧場之内江植出シ林仕置候処ニ、今度御吟味之上今迄持主ニ而罷在候者共、即持主ニ被遊下候ニ付、名主・組頭・持主立合反別相改、名寄帳面小前印形仕差上申候、書面之通少茂相違無御座候、以上

それぞれ植え付けられた四か所は反別を改めるよう命じられ、その所有者を定めた。用草村新田検地帳をみると、「野場入場」林畠四筆二町二反八畝二歩で検地が実施され、牧内の二石二斗八升七合が幕領となつたのである。⁽⁴⁴⁾

一方、享保一二年には「山帳 町歩改」⁽⁴⁵⁾が作成され、用草村が所有する山林面積も改めることに着手している。同帳面によれば、そもそも村が所有する「古山椎松林」は、一四六か所あつたようだが、「前より町歩書無御座候」で「大方町歩二二町一反歩位」と見込まれており、山錢一分ずつ



【図2】近世八街市域村落配置図
(『八街市史』資料編近世一より引用)

上納することが義務付けられていた。同一一年に山林が開起されたため、以後新たに山銭一四八文と馬草銭一八四文が加えられ、同二三年以降徵収されるようになつた。

このように、享保期の新田開発により牧内二町歩余で植林が行われ、林畠の所有者が取り決められた。他村同様に、用草村内に幕府領が定着するようになるのである。しかしそれだけではなく、それまで面積が不明確であつた村所有の古山も町歩が測られ、所有者を確定していき、新たに徵税体制が整えられたことが指摘できよう。

寛政期以降、御林で植林政策が行われた頃、用草村では文化九年以降に、これまであまりみることがなかつた百姓が所有する木々の伐出しを願い出た証文が散見するようになる

【表2】⁽⁴⁷⁾。これらはいずれも年

貢不納を理由にしており、佐

倉藩の山方役所に願い出てい

る。また、樹種の多くは松林であるため、寛政六年に御林で植林された松苗と同様に、百姓が所有する山林地においても松苗を中心とした植林が奨励されていた可能性が窺える。

佐々木氏は、田中藩領の所

有林について、下草永の支払いが困難であることを理由

に、地味に合わない藩所有の龜朶林を村が畠地として拝借することを願い出た事例について検証している。⁽⁴⁸⁾一方用草村では、田畠の実りがそれほど豊かではない地勢である故か、山林地自体を売却し金銭を得て、年貢納入を賄うという手段が生じていたのである。

また、文化一三年には、「田畠往来覆伐御見分帳」が作成されており、田畠に木蔭を作り収穫が減少したことが問題となつていて。これは、先述した天保三年の小間子牧内の間伐にあつたように「田縁」の実生木が成長していたことが原因として考えられ、御林の植林政策が関係している可能性が窺える。こうした状況を解消するためにも、百姓の手による「間伐」作業や山林地の売却は、年貢納入に必要なものとして佐倉藩は認めざるを得なかつたのである。

三 印旛郡上砂村の植林状況について

印旛郡上砂村は、寛永二年（一六二五）に下砂村と分村し旗本阿部氏の知行地となり、一時幕領となるが元禄二二年（一六九九）から旗本戸田氏領となつた。村の位置は小間子牧に挟まれており【図2参照】、さきの用草村と同様に小間子牧の野付村として指定されている。

元禄一年（一六九八）の「下総国印旛郡砂村万改指出帳」⁽⁵⁰⁾をみると、名主宅の火事で「御帳之端焼申候」になつたので、水帳写を作成したようだが、現存しておらず、新田水帳も焼失している。したがつて、詳細な土地利用状況は不明である。⁽⁵¹⁾

また万改指出帳には、雜木林・松林の御林二か所が、前年に「御払」となり伐採したと書かれている。その他、雜木林一〇か所・松林一か所も

【表2】 用草村の山林売却証文一覧

| 年月日 | 売却した樹種 | 山林の反別 |
|-------------|---------------|----------|
| 文化9年（1812） | 松200本・杉30本 | 2反 歩 |
| 文政2年（1819） | 松150本・杉15本 | |
| 天保3年（1832） | 松500本 | 2反 歩 |
| 天保4年（1833） | 杉・檜・松257本 | |
| 天保5年（1834） | 楓8本・松7本・杉100本 | |
| 天保9年（1838） | 雜木林1か所 | |
| 天保12年（1841） | 新山1か所 | |
| 天保12年（1841） | 松山1か所 | 5畝歩 |
| 天保12年（1841） | 松300本・杉18本 | 1反 2畝14歩 |
| 天保15年（1844） | 楓1本 | |
| 弘化3年（1846） | 松150本・杉悪木30本 | |
| 弘化4年（1847） | 松100本・杉30本 | 1反 歩 |
| 嘉永3年（1850） | 不明種200本 | |

「御払」となりほとんど残っていないとある。一方、松杉一四本は「先年より御公儀様御帳面三乗申候木」であるため大切に保護していると記され
ている。

また、宝暦一三年（一七六三）の上砂村差出帳には、六石四斗壱升五十二が御林になつたため永引となつたことが書かれている。その御林は一か所で雜木山であるようだ。元禄一年の帳面にあつた御用木松杉は四本と減つてゐる。御林の下刈錢は籠三〇〇文上納するようになつたようである。

御林の「御薪割夫」については、真木三〇〇駄につき「柵貯」として一両ずつ下されており、御薪を津出しする駄貢は、先年まで一駄につき四八文宛下されていたが、以降は二三文となつたことが記されている。また「御林松苗植付」の際には、人足一人につき扶持米五合が下されていた。

御林の位置は、絵図などが現存していないため確認できないが、嶋田長右衛門家の「御用日記」に「上砂子村御預字たら坊御林」とあるため、小間子牧内の御林一一町七反三畝二六歩は、上砂子村に預けられていたようである。前述までの御林とは一致しないが、松苗植付の人足賃が定められていることは、同村が「字たら坊御林」の松苗植付に関与している可能性がある。

御林以外に、上砂村内に關わる植林については、天保五年（一八三四）、旗本戸田氏領二一か村に桐苗木一万本を、つまり一村あたり五〇〇本を植付けるよう申し渡されていることがみられる。

桐苗木一万本

右者佐和村勝五郎より就上書面之苗木、御領内式拾堀ヶ村之内小村八組合、式拾ヶ村五百本宛被下候間、相應之地所見立、彼岸前後植付可

近世佐倉牧周辺村々における林産資源の管理と利用

申候、尤松・杉苗木とも違候間、苗木壹本ニ付鑑錢拾五文宛被下候間、別而入念村々名主共成木致候様、一村限り心附可申候、猶江戸表より時々見廻り掛り御役人可被遣候、可被致其意(用脱方)、委細ハ御代官見習地方御林預り両割元并手附者江承合、往々村方之為も相成候事ニ付、心得

植付場所については地元の百姓自身が見立て、御林の柄苗植付のようには彼岸前後迄に植付けるよう命じられている。また松杉苗とは異なるため、苗木一本につき鏹銭一五文ずつ御用金が下されていることにも着目できよう。これを受けて、上砂村では四月に「私共持之山地」桐木を植付け、百姓六名で下草切を請負い、山銭は年々三六文上納する一札を提出している。⁽⁵⁴⁾ 村内では、領主の必要に応じて異なる樹種を植えていたようであるが、当村では「松」が重要な資源であった。弘化二年（一八四五）には、近年の炭焼きにより乱伐が問題視され、村内で議定が取り交わされている。

史料五

義定一札

一上砂子村義八農間炭燒一統同様之地三付、先年より取究方有之候処、
近年狸三相成候三付、此度村中一同相談之上、村持并越石之分共、
左ニ義定仕置候事

一上物木代金堺兩位までハ向寄ニ而売買仕候事

一右式ヶ条より金高之分、村内へ差出し売買可致候事
一同断代定式兩位迄ハ相対ニ而焼分等ニ仕可申候事

一後家暮しニ而渡世抱兼候ものは差除候事

一割山仕候日者一同ほふちよ相入申間敷候事

右之通り一同納得ニ而、往々村内睦敷渡世被成候様厚取究メ申候、為

後日山議定、仍而如件

弘化二巳年十月日

甚左衛門印(他二四名略)

小前末々迄一同相助難有仕合奉存候、以上
元治元年子年三月 上砂村

名主 重左衛門

与頭 甚五右衛門

百姓代 七郎兵衛

御牧士中様

上砂村には宗門人別帳が現存していないが、宝暦一三年の上砂村差出帳に、家数三〇軒、人数一六三人(男八二人・女八一人)とあり、また天明六年の上砂村五人組帳⁽⁵⁶⁾によれば、三七名の村の構成員が確認できる。その数に対し、この議定書に連印した者、つまり炭焼きを生業としている者は二十五名存在していたことになり、時期に差があるが、村内において炭焼き渡世がかなり占めていたことがわかる。

その結果、元治元年(一八六四)には、村方所持山を伐尽してしまったため難渋しているとの理由で「字たら坊土手内外」にある松林伐払の請負いを願い出ている。

【史料六⁽⁵⁷⁾

乍恐以書付奉願上候

小間子御牧付上砂村役人共奉申上候、私共村方地先見廻場御用地内字

たら坊土手内外凌台辺実生松林立追々成木仕、御捕馬之節内払立切難

渋仕候ニ付、御見分之上可相成儀ニ御座候ハ、相當之冥加永を以村方引請御伐払被仰付被下置候様奉願上候、一軒私共村方之儀者田地少ニ付、從來農間炭燒渡世罷在候処、村方所持山者次第二伐尽シ、當時端稼取続き相成兼、難渋至極仕候ニ付、冥加永込之儀者格別出精上納仕度奉存候、何卒格別之以御憐慰、右願之通御聞済被成下置候ハ、

おわりに

岩本石見守による植林政策は、牧周辺村々の土地利用とそこで新たに得られるようになつた林産資源により、大きな経済的な変化を与え、地域住民の生活にも影響を及ぼした。

特に本稿では、文化二年以降に行われた柵苗植付について再評価していく。白井氏の言う「牧と林業の共生」は、地元村々と連携した産業と考え

るならば、地域村落の植林事情をそのまま採用した柵苗の植林こそがそうではないかと思われるからである。

これまで、富塚村の川上右仲による人工的な薪炭化のように、小金牧に関する研究が比較的多く、佐倉牧やその周辺村々は史料的制約もあり検討されていなかった。しかし、佐倉藩領の用草村では、個人所有の山林地を積極的に売却して年貢納入を行つており、手入れをしないと耕作地の実りに被害が見受けられるようになつていて。また旗本戸田氏領の上砂村では、炭焼きがさかんとなり乱伐されたため、村が所有する山林を伐尽し、その結果御林伐払の請負いを願い出るようになつたことが確認された。佐倉牧の御林で積極的に行われた植林は、周辺村が所有する山林地の環境や地域住民の経済活動および生活に大きな変容をもたらしたのである。

林産資源の活用について、それぞれの村で伐り出した木材が、御用炭として出荷する分や自村で使用する分など、具体的にどのような活用されていたのかを検証すべきであるが、それは今後の課題としたい。

註

(1) 吉田伸之「野と村」(吉田・渡辺編『近世房総地域史研究』所収、東京大学出版会、一九九三年)、拙稿「近世下総国における『野』の認識変容と『牧』の成立」(『駒沢史学』第七四号、二〇一〇年)。

(2) 佐々木克哉「下総台地の開発と新田村落」(『千葉県の歴史』通史編近世一、

千葉県史料研究財团、二〇〇七年)。

(3) 須田茂「享保期佐倉牧付新田の開発と農民層」(『地方史研究』一九二、一九八四年)、中村勝「幕府の牧支配体制と原地新田の開発—小金・佐倉牧の享保期開発を中心に—」(小笠原長和編『東国社会と文化』所収、梓出版社、一九八五年)。

(4) 白井豊「下総台地西部の牧とその周辺における薪炭化—寛政期以降の変容—」(『歴史地理学』二三三号、二〇〇七年)。なお、岩本石見守の施策は、次の文

化九年「野馬方諸事元極書抜下書」(『白井町史』史料集)、白井町史編さん員会、一九八四年)から大筋を読み取ることができる。

小金牧場内御林伐透并炭焼等取扱之事

附元メ家来諸人用百分一被下之事

一 牧々野馬入御林石見守見分仕候節相尋候所、柵御林之儀は年來御手入等も無之候間、古木ニ罷成或は立枯又は朽候旨御払ニも相成兼候由、御代官手代申之候、此上年々伐透シ右柵千本真木數何束凡直段積リ申上置薪ニ相成兼候節、木之分は伐透炭燒仕、御用炭又は御払ニ仕候得は、御益筋ニ可相成哉、且又柵伐株より芽出し時節能伐候得は、生立も宜拾四五ヶ年之内ニは壹尺余廻位ニは相成候之由、古木ニ而芽出シ不申候場所江は苗木植付可致候、依之程能伐透候得は野馬凌ニ宜里入等も相止、百性等迄も御救之筋と奉存候、尤右伐透跡より盛木仕候得は何ヶ月も伐透候間、聊たり共永代之御益筋ニも可罷成段奉伺候所、寛政五丑年十一月同之通相済、御林伐透真木炭御払取扱申候、尤右御用ニ付出役牧士並村役人江も夫々日割を以御手當被下候事、

但右伐透真木炭等取扱候者、牧士明跡江此度御抱入致シ試申付置候処

別而出精ニ付、猶又年々伐透炭燒并苗木植附等取扱申付置候、且亦元メ

之者御払代金取扱候諸人用疋も別段ニ被下置候儀も無之、彼是失墜有之迷惑仕候儀ニ付、御林御益金百両ニ付金壺兩宛被下置候様寛政七卯年七月

月伺済ニ而取計申候

(5) 『白井町史』史料集I(白井町史編さん員会、一九八四年)、天下井恵「佐倉炭創始者川上右仲—新出史料による再評価—」(『たいわ第一五号』、一九九八年)、同『佐倉炭と川上右仲—佐倉炭創始の眞実—』(『たいわ第一九号』、二〇〇二年)など。

(6) 「佐倉七牧制札」(『八街町史料』第二集、八街町史編纂委員会、一九六五年)

にも「牧場内へ野火附へからず并往来の者火繩持へからず」とある。牧内には道路があるため、通行人の煙草の不始末など人為的な原因が多かつたとされる

(『酒々井町史』通史編、酒々井町史編さん委員会、一九八七年)。

(7) 浅井潤子「幕府御林における林業生産—伊豆天城炭年季請負製炭について—」(『史料館研究紀要』三号、一九七〇年)、大友一雄「江戸市場における薪炭流

- 通と幕府の炭会所政策——江戸近国御林の役割・機能の一侧面——」(『徳川林政史研究』)。
- (8) 佐々木克哉「近世下総台地の造林と植生」(根岸茂夫ほか編『近世の環境と開発』所収、思文閣出版、二〇一〇年)、同「近世下総台地の牧御林と藩御林——樹種・管理・利用の比較から——」(『鎌ヶ谷市史研究』第二六号、二〇一三年)。
- (9) 前掲論文(4)。
- (10) 『酒々井町史』史料集一「佐倉牧関係」(酒々井町史編さん委員会、一九七六年)、『酒々井町史』史料集三同二(同、一九七九)、「酒々井町史」史料集四 同三(同、一九八〇)。
- (11) 前掲論文(4)。
- (12) 「野馬方諸事元極書抜下書」内の「牧々苗木植付之事 附牧場実生木之事」(『白井町史』史料集一)。
- (13) 前掲論文(4)。
- (14) 「五年御用日記」寛政五年(『酒々井町史』史料集一「佐倉牧関係」)五五頁。
- (15) 前掲史料(14)一〇〇頁。
- (16) 「野馬諸御用留帳」寛政六年(『酒々井町史』史料集一「佐倉牧関係」)一〇七頁。
- (17) 前掲史料(14)「覚 松御林仕立丁歩」一一〇~一一一頁。
- (18) 前掲史料(14)「小間子牧野馬水呑場字名付」七三頁、「定水ノ池數 覚」七五頁。
- (19) 「卯年御鹿狩并野馬御用留」寛政七年(『酒々井町史』史料集一「佐倉牧関係」)一六六~一六七頁、「未年野馬御用日記」寛政二年(『酒々井町史』以下同)三七〇~三七一頁。
- (20) 前掲史料(19)「卯年御鹿狩并野馬御用留」寛政七年。
- (21) 「子年野馬御用留帳」文化元年(『酒々井町史』史料集一「佐倉牧関係」)五六四頁。
- (22) 「己年御用日記」文化六年(『酒々井町史』史料集三「佐倉牧関係」)一七頁。
- (23) 前掲論文(4)~(8)。
- (24) 「丑年野馬御用日記」文化二年(『酒々井町史』史料集二「佐倉牧関係」)。
- 五七八~五七九頁。
- (25) 前掲史料(24)五八〇頁。
- (26) 前掲史料(24)五八一頁。
- (27) 前掲史料(24)五八一~五八二、五八五頁。
- (28) 前掲史料(24)五八七~五八八頁。
- (29) 前掲史料(24)五八六頁など。
- (30) 「寅年野馬御用日記」文化三年(『酒々井町史』史料集二「佐倉牧関係」)六二一頁。
- (31) 「巳歳御用日記」文政四年(『酒々井町史』史料集三「佐倉牧関係」)一三一頁。
- (32) 前掲史料(30)六三七~六三八頁。
- (33) 「未年御用日記」文化八年(『酒々井町史』史料集三「佐倉牧関係」)四二一頁。
- (34) 前掲史料(31)一三五~一三七頁。
- (35) 「未年野馬御用日記」文政六年(『酒々井町史』史料集二「佐倉牧関係」)一六七~一七〇頁。
- (36) 前掲史料(35)一七〇頁~一七一頁。
- (37) 「天保三辰歳御用留」(『酒々井町史』史料集三「佐倉牧関係」)二二六五~二二六六頁。
- (38) 前掲史料(32)二六九~二七〇頁。
- (39) 「天保九成歳御用留」(『酒々井町史』史料集三「佐倉牧関係」)三四〇~三四一頁。
- (40) 前掲史料(39)三四四~三四五頁。
- (41) 前掲論文(5)など。佐倉炭の流通に關しては、多和田雅保「佐倉藩の廻米政策と寒川藏屋敷」(『千葉県史研究』第一一号別冊近世特集号・「房総の近世」二、二〇〇三年)、土屋雅人「佐倉炭の流通と市域の四町村——千葉町・寒川村・登戸村・泉水村——」(『千葉いまむかし』一九号、二〇〇六年)などがある。
- (42) 宝永元年「勢田村・用草村地境論裁許絵図」、年未詳「下総国印旛郡用草村絵図」(『八街市史』資料編近世一、八街市史編さん委員会、二〇〇三年)。
- (43) 「下総国印旛郡柳沢牧植出シ林反別改帳」(『八街町史料』第二集、八街町史編纂委員会、一九六五年)。
- (44) 『八街市史』資料編近世一(八街市史編さん委員会、二〇〇三年)。なお、用

草新田の寛政元年「差出明細帳」も同内容である。

(45) 前掲資料集(44)。

(46) 「申年免定」享保十三年(『八街市史』資料編近世一、八街市史編さん委員会、二〇〇三年)。

(47) 前掲資料集(44)所収の証文を表したものである。

(48) 前掲論文(8)佐々木克哉「近世下総台地の牧御林と藩御林—樹種・管理・利

用の比較から」。

(49) 前掲資料集(44)所収。

(50) 『八街市史』資料編近世一(八街市史編さん委員会、二〇一〇年)。

(51) 隣村の下砂村の「懷中諸向控帳」(『八街市史』資料編近世二)に「慶安元年申

子年 一堀田上野亮様 御縄入也」という記述がみられるため、同時期に付近の多くの検地が行われた可能性がある。

(52) 前掲資料集(50)所収。

(53) 前掲資料集(50)所収。

(54) 天保五年「差上申一札之事」(『八街町史料』第三集、八街町史編纂委員会、一九六六年)。

(55) 前掲資料集(50)所収。

(56) 前掲資料集(50)所収。

(57) 『八街町史料』第三集(八街町史編纂委員会、一九六六年)。